

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

〔令和 5 年 6 月 1 日〕
サイバーセキュリティ戦略本部決定

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）（以下「重点計画（案）」という。）においては、デジタル改革を進めるに当たって、デジタル化による利便性の向上とサイバーセキュリティの確保との両立が不可欠であることが明記されている。また、重点計画（案）には、サイバーセキュリティに関連する施策が多数盛り込まれているほか、セキュリティ関連以外の施策についても、セキュリティの視点を踏まえた取組の記載が随所でなされるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部において策定した「サイバーセキュリティ戦略」（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）に基づき政府全体として同戦略を踏まえた施策を着実に講じていくこと、NISC と連携していくことなどについても記載されている。このように、デジタル化による利便性の向上とサイバーセキュリティの確保を両立して推進することは重要であり、重点計画（案）に記載されている内容はサイバーセキュリティ戦略に基づいたものとなっている。

また、昨今の国際情勢の下、サイバー攻撃が経済社会活動、ひいては国家安全保障に重大な影響を及ぼすリスクの高まりや、クラウド利用の進展による情報システムの構築・利用形態の多様化が見られるなど、サイバー空間を巡る状況変化に鑑み、こうした変化に即応したサイバーセキュリティ対策の実施の重要性がより一層顕在化しているが、本重点計画（案）には、対策の自動化によるセキュリティの強化、我が国独自のセキュリティ脅威情勢分析能力の強化など、昨今の状況変化に対応していくための取組が盛り込まれており、時宜を得た内容となっている。

一方、昨今の事案を踏まえると、セキュリティを十分に確保した上でデジタル化を推進することの重要性はより高まっている。「サイバーセキュリティ戦略」では、「公共空間化と相互関連・連鎖が進展するサイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保」、「安全保障の観点からの取組強化」に加えて、「デジタル改革を踏まえたデジタルトランスフォーメーション（DX）とサイバーセキュリティの同時推進」を取組の 3 つの方向性として掲げるとともに、それらの取組を通じて「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保するという基本的な理念を示している。重点計画（案）の実施に当たっては、こうしたサイバーセキュリティ戦略の基本的な考え方も踏まえ、昨年度に引き続き、デジタル改革を推進していくことを期待する。

以上を踏まえた上で、令和 5 年 4 月 28 日付で内閣総理大臣からデ戦第 1628 号により依頼があった重点計画（案）については、異存はない。

以 上